

福岡、昭 47 不 21、昭 49. 2. 18

命 令 書

申 立 人 福岡県農業協同組合労働組合

申 立 人 福岡県農業協同組合労働組合福岡市東部支部

申 立 人 全国農業協同組合労働組合連合会福岡県支部

被申立人 福岡市東部農業協同組合

主 文

- 1 被申立人は昭和 47 年 7 月 25 日付 A₁に対する懲戒解雇処分を撤回し、原職に復帰させなければならない。
- 2 被申立人は A₁の懲戒解雇から原職復帰までの間に同人が受ける筈であった賃金相当額を支払わなければならない。
- 3 申立人福岡県農業協同組合労働組合、同福岡県農業協同組合労働組合福岡市東部支部のその余の申立はこれを棄却する。
- 4 申立人全国農業協同組合労働組合連合会福岡県支部の申立はこれを却下する。

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人福岡県農業協同組合労働組合（以下「県単協労」という。）は福岡県内の農業協同組合に従業する労働者によって昭和 40 年 2 月 28 日結成された単一組織で、本件申立当時、組合員 2,308 名、22 支部を有し、全国農業協同組合労働組合連合会に加盟しており、労働組合法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合である。

- (2) 申立人福岡県農業協同組合労働組合福岡市東部支部（以下「福東支部」という。）は福岡市東部農業協同組合に勤務する労働者をもって、昭和 38 年 7 月に結成され、昭和 41 年 5 月県単協労に加盟して福東支部と改称、昭和 48 年 7 月当時の組合員は 97 名であり、労働組合法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合である。
- (3) 申立人全国農業協同組合労働組合連合会福岡県支部は、県単協労および福岡県農業協同組合連合会労働組合を構成員として、昭和 46 年 8 月 1 日結成された連合組合で、前記全国農業協同組合労働組合連合会規約に基づく下部組織である。昭和 48 年 7 月当時の組合員数は 3,295 名である。併しながら本組合の規約を検討すると、総会、会計監査人、同盟罷業に関する規定を欠くのみならず、役員選挙ならびに規約改正に関する定めが労働組合法第 5 条第 2 項の規定に適合しない。
- (4) 被申立人福岡市東部農業協同組合（以下「農協」という。）は貯金貸付、米の加工等を主たる事業とする農業協同組合で、本所を肩書地に置き、福岡市東部の各地区に支所、出張所等を有し本件申立て当時の従業員数は 108 名である。

2 本件労使間の紛争の経過と被解雇者 A₁の組合活動について

- (1) A₁は昭和 40 年 9 月福岡市東部農業協同組合職員組合の委員長に就任した。
- 同 41 年 5 月、同職員組合は県単協労に加盟した。
- 同年 11 月頃、被申立人農協で購買店舗の民間払下げ問題が起り、これに絡んで既婚婦人職員に対する退職勧奨が行われたが A₁は福東支部委員長として、これに反対する闘争を組織し指導した。翌 42 年 1 月 6 日には A₁ら福東支部執行委員 7 名を含む約 40 名の人事異動が発令され、これとあわせて共済普及指導員、貯金集金人等の外務員制度および歩合給賃金の導入が行なわれようとした。これらに反対した福東支部は同年 1 月 19 日まで人事異動を阻止して闘った結果同日、被申立人農協は歩合給賃金導入を撤回し、人事異動についても福東支部の意見を検討して処理する旨の協定が成立した。
- (2) 昭和 42 年 5 月から同 44 年 4 月まで A₁は県単協労書記長として被申立人農協に在籍のまま専従した。

- (3) 昭和 45 年春闘において、当時問題化していた組合員の交通事故補償金の全額農協負担を福東支部は要求して 4 日間の全面ストライキを実施した。その結果この問題は 30 万円の補償金のうち半額農協負担、残余の半額は春闘解決金の名目で支払うことにより解決をみたのであるが、A₁は当時福東支部の顧問としてこれに参画した。
- (4) 昭和 46 年 9 月 A₁は福東支部の副委員長になり、その後昭和 47 年 7 月の解雇に至るまで副委員長として被申立人との交渉の衝に当たった。
- (5) 昭和 47 年 3 月 15 日福東支部は賃上げ 18,000 円等を内容とする要求書を被申立人農協に提出した。4 月 8 日に至り被申立人農協は賃上げ平均 8,000 円の回答を提示したが、これを不満とした福東支部は、昼休み完全消化、電話拒否、始業前 10 分間職場集会等の戦術を行使した。
- (6) 昭和 47 年 4 月 10 日頃の昼過ぎ被申立人農協和白支所長 B₁は同支所給油所で、組合員 A₂に「現在は労働協約が失効しているので必ずしも組合に入らんでもよい」という趣旨の発言を行なった。このことの報告を受けた A₁は同支所に出向き同支所長に強く抗議した。
- 同日頃の午前 10 時過ぎ被申立人農協 B₂理事は香椎支所カウンターの所で組合員 A₃に対し、同趣旨の発言を行なった。
- (7) 昭和 47 年 4 月 21 日春闘の賃上げのための団交にあたり、被申立人農協 B₃理事は「組合はやれるまでやれ、そのかわり組合幹部は処分する。仮に裁判になっても 5 年や 6 年はかかる。不当労働行為と云われても大した問題じゃない。理事は再選されるから。」という趣旨の発言を行なったので、福東支部は農協の農家組合員向けビラ等をもって、これに抗議した。
- (8) 昭和 47 年 4 月 24 日から同月 27 日まで福東支部は本所管理部門で職員 6 名の部分ストを実施した。被申立人農協は同部門が農協業務の中核部分であるため業務麻痺を避ける必要から、退職職員を臨時に雇用しこれに対処した。
- (9) 昭和 47 年 5 月 2 日、福東支部三役との交渉のなかで、被申立人農協 B₄専務理事（当時）は同支部 A₄委員長、同 A₅書記長に対し、「A₄君、A₅君たちは委員長、書記長で

ありながらA₁一人にかきまわされているじゃないか。大の男が二人もいてA₁一人がやることをとめきらんのか」という趣旨の発言を行なった。

- (10) 昭和47年5月10日、被申立人農協本所新館の落成式が行なわれたが落成式の途中、被申立人農協B₃理事はA₄委員長に対し、「お前たちはガタガタするな。ぱっとやめさえすれば俺たちが一言云って役付にしてやる。」との発言をした。

同落成式後の宴会中、同理事はA₁を二階の上り口近くに呼び「君のことについては地元出身理事として頭を痛めておる。地元の理事として君を課長に推薦しようと思っているが君が辞令の受取り拒否をしたら俺たちの面子が潰れるので、その時は受けてくれ。」と発言した。

- (11) 昭和47年春闘の賃上げ交渉は容易にまとまらず、最後には当委員会のあつ旋により解決をみたのであるが、A₁はこの当時福東支部副委員長としてしばしば被申立人農協との交渉の衝に当たった。

3 被解雇者A₁の非行について

A₁は上記の如く労働組合の幹部として組合活動に熱心であったにもかかわらず、反面酒を愛飲するものであるが、飲めば酒乱の癖を有し、自から自制心を失いとかく失態を演ずることがしばしばであった。殊に自家用車を所有し、運転の免状をもって自から操縦していたので、上記の飲酒酩酊癖と関連して往々交通上の違法行為に至る恐れが多かった。その結果次の如き非行が重ねられたのである。

- (1) 昭和41年8月27日・28日の両日、被申立人農協では農協組合員組織の一つである生産部会の研修会が別府市のシーサイドホテル「みまつ」で催された。同研修会は普通作物、園芸作物、畜産等に関する部会の幹部約80名を被申立人農協が招待し、農協の事情説明と慰労を行うことを目的にしたもので、被申立人農協組合長理事をはじめ生産指導課職員が世話係として随行し、A₁も同課に属していたので同行した。

27日10時30分頃福岡市を出発し16時頃ホテルに到着した。研修会では被申立人農協の概要説明が約40分間行なわれた後、18時頃から宴会が始まったが、宴会も終りに近い頃、C₁という女子職員が宴席で泣いていたので他の職員が宴会場から連れ

出した。20 時 30 分頃宴会が終って B₆生産指導課長（当時）が自分の部屋に帰るため二階への階段を登って行くとロビーの側で前記 C₁がまだ泣いていたので、自分の部屋に戻るよう注意していると酒に酔っていた A₁が階段を走り登って来て何ごとか喚きながら同課長を腰車で投げ飛ばした。生産部会幹部が 5 ～ 6 名来て仲裁しその場はおさまったが、その際同課長は浴衣が破れ、また側にあった火鉢に足をぶっつけてその後約 2 週間跛を引くような状態であった。

この光景を自撃したりあるいは伝え聞いた生産部会幹部の間には A₁の挙動に対し当夜は勿論、翌日帰途のバス中でも激しく批難する言葉が交わされた。

この件に関する処理を B₇組合長理事（当時）から一任された B₄副組合長理事（当時）は研修旅行の翌日、A₁に嚴重注意し、A₁も同副組合長に陳謝した。

- (2) 昭和 42 年 3 月 13 日、A₁の本所指導課から箱崎支所購買係への異動に伴う送別会が指導課内で行われた。A₁は深く飲酒して酩酊したにかかわらず同夜、自家用車を運転して帰宅の途中、国道 3 号線香椎花園前で香椎花園入口の方向から国道 3 号線に向って右折しようとしていた乗用車の横腹に衝突して、東福岡署に検挙された。

同日 23 時頃、被申立人農協 B₄副組合長宅に同署より電話で同副組合長が身柄引受人になるなら引渡してよい旨連絡があったので、同副組合長は東福岡署に赴き、同署に一筆入れて A₁を連れ帰った。

この事故で A₁は罰金 15,000 円の刑事処分と免許停止処分を受けた。

なお、後日 A₁は被申立人農協組合長理事および副組合長理事から、嚴重注意を受けている。

- (3) 昭和 46 年 1 月 9 日・10 日の両日、被申立人農協では、職員の永年勤続者表彰をかねた職員研修旅行が宇部カントリークラブで行なわれた。1 月 9 日 13 時頃、約 85 名の職員が貸切バス 2 台に分乗して農協を出発、途中、あらかじめ被申立人農協が用意した酒を飲みながら目的地に向い、17 時頃到着した。

当初は到着 40 分後から表彰式を行う予定であったが、車中で変更され、到着後直ちに行為されることになった。

この変更の連絡を受けていなかった被申立人農協B₄専務理事は、到着と同時に風呂に入ってしまった。そのため、表彰式場で、職員が20分程度待たされる結果になった。

その間、式場では野次をとばす者等がいて、騒然とした状態であった。また、表彰式が始まった後にも大声を発する者がいるなかで、酒気をおびたA₁も「専務！だらしがないぞ、そういう事じゃ専務をやめろ」と声高に同専務が遅れたことを非難する趣旨の野次をとばしたが表彰式は中断されることなく終了した。

- (4) 昭和46年7月24日の昼食時、A₁は同僚3名と被申立人本所前の飲食店で飲酒したうえ、本所と農協倉庫の間の空地で相撲をとった。相撲で汚れた体を流すため水道の蛇口の下に頭を突込んで、同僚のC₂から頭を洗って貰っているうちズボンや下着までズブ濡れになった。

当日は土曜日で本所は既に閉められており、唯一箇所シャッターが半分開かれている程度で内部は薄暗かった。A₁は酩酊の余り前後不覚となり真裸のまま同本所内の床上に寝ころんでいたところ15時頃戸を閉めに来た同所管理人C₃が見て驚きA₁の妻に電話で連絡した。約1時間後A₁の妻と親戚の男が迎えに来て連れ帰った。

- (5) 昭和47年1月5日15時過ぎ、福岡県共済農業協同組合連合会（以下「共済連」という。）の福岡支所からC₄支所長、C₅次長、C₆課長の3名が被申立人本所に共済事業推進の協力要請を兼ねて新年の挨拶に訪れた。被申立人農協B₈課長はこれを応接室に招き入れ、そこで挨拶が交わされた。

被申立人農協は1月4日が仕事始めで当日は通常勤務になっていたがA₁は、昼食時上司のB₈課長が前年末貰っていた酒を同僚数名と湯呑碗に注いで気付かれないように飲み、遂に酩酊して自己を失っていた。

前記共済連支所長ら3名がB₈課長と応接室で話を始めて間もなくA₁は酒の入った一升瓶と折たたみ椅子を持ってそこに入って行った。

A₁はB₈課長と共済連支所長らとの談話を無視し、執拗に共済連支所長ら3名に対して共済事業推進に関する不平不満を喋り散らした。湯呑碗に一升瓶から酒を注いで

執拗に飲めと勧める等酒乱の言動に出で、B₈課長らの真面目な挨拶と談話を妨げた。
折から年始廻りのため不在であったB₁₀組合長理事（当時）、B₄専務理事（当時）が
帰って来たので、B₈課長と他の職員が応接室からA₁を連れ出したものの、共済連支
所長らはB₈課長との打合せも殆んど出来ないまま帰らざるを得なかった。

- (6) 昭和47年1月23日～24日の両日、被申立人農協で職員の永年勤続者表彰をかねた
研修旅行が別府市国際観光ホテルで催された。

途中資切バスの中で被申立人農協が各バス毎に準備した酒2～3升を飲みながら目
的地に向った。

表彰式場でB₁₀組合長理事が感謝状を読みあげている最中、既に酔っていたA₁は
同組合長に「おゝ連隊長！」とか、被表彰者に「おっ、よかったぞ！、お前達でも頑
張ったとか」との野次をとばし、その表彰式を妨害した。

- (7) 昭和47年3月3日就業時間後、A₁は同僚と飲酒し、自家用車で帰宅中、翌4日0
時20分頃、福岡市東区和白の国道3号線付近でタクシーと接触事故を起した。

この事故でA₁は罰金刑27,000円と90日間の免許停止処分を受けた。

この件についてA₁は被申立人農協に正式な報告をしていなかったところ同年7月
6日、B₄専務理事（当時）から追及されたので、同日夕刻事故の顛末を書面で被申立
人農協に報告した。

4 A₁に対する懲戒解雇

被申立人農協は、昭和47年7月25日A₁を懲戒解雇の処分に付した。その理由として
掲げられたものは前記「A₁の非行」として認定した(1)ないし(7)の事実である。

第2 判断および法律上の根拠

申立人は、A₁に対する本件懲戒解雇はその理由なく、同処分は被申立人がA₁の組合活
動を嫌悪し、これを排除するためになした処分であり不当労働行為に当たると主張し、被申
立人は不当労働行為の事実を否認し、本件懲戒解雇は全くA₁の上記非行を原因とする懲
戒処分であると主張するので、この点を判断する。

A₁が酒を好み、飲酒して酒乱の癖を有し上記のごとき非行を累次行なったことは間違

いなく、したがって、この点は被申立人農協が、何らかの懲戒処分に付することは、当然許されるものであると判断する。ことに非行の第一に掲げた昭和41年8月27日・28日の別府における研修会で飲酒酩酊のうえB₆課長を何のいわれもなく腰車で投げ飛ばし約2週間跛を引く結果に至らしめたことは悪質の限りともいうべき犯罪行為で、到底これを軽視することは許されないものとする。しかしながら、被申立人農協B₇組合長(当時)は、これをB₄副組合長(当時)に処理を一任し、B₄副組合長はA₁に対し嚴重注意し同人がその非行を深く陳謝したので被申立人農協としてはこれを了承し、それ以上の処分に出なかったものである。その後昭和42年3月13日A₁は酒酔運転による交通事故を引き起こし、刑事処分を受けたが、この時も被申立人の嚴重注意を受けたにとどまった。

しかるにその後、約4年間を経過しA₁が5回の非行を重ねるに及び被申立人農協は、昭和47年7月25日に至って懲戒解雇の処分をなしたのであるが、この5回の非行は懲戒解雇の理由としては少しく軽微なものと認められる。

被申立人農協は、昭和41・42年の非行ののちA₁がたとえ軽微とはいえ、累次非行を重ねたことにかんがみて、同人の改悛の情が認められず遂に懲戒処分のやむなきに至った旨主張する。なるほど、A₁の飲酒酩酊の上の乱行の繰返しは、同人に少しの反省の実もうかがえないので、その点のみから考えると被申立人農協の懲戒解雇処分を相当であるとする考え方もあり得るかも知れないが、他面、昭和46・47年の間に被申立人農協と組合との労使紛争がとくに熾烈となり、A₁はその間組合側の幹部の一人として労使紛争の接点に立っていたことを考えると、本件被申立人のA₁に対する懲戒解雇の処分は必ずしも、その理由として掲げるA₁の飲酒非行のみが、その理由ではなく、やはりA₁の組合活動を嫌悪したことも織り込まれていると認めることが相当である。よってこの処分は労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為を構成するものと判断される。

なお、申立人は謝罪文の手交を求めているが、本件の場合主文の程度の救済をもって相当と考える。

また、申立人全国農業協同組合労働組合連合会福岡県支部については労働組合法第5条第2項の規定に適合しない組合であり、補正を勧告したが、これに応じないので、労働委

員会規則第 34 条第 1 項第 2 号の規定を適用して申立を却下すべきものと認める。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和 49 年 2 月 18 日

福岡県地方労働委員会

会長 副 島 次 郎